

金沢港物流ルート転換支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 一般社団法人金沢港振興協会会長（以下「会長」という。）は、金沢港の振興を図るため、金沢港を組み込んだ新たな物流ルートの構築を目的とした試験輸送に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「荷主」とは、国際海上物品運送法（昭和32年6月13日法律第172号）第7条に規定する「船荷証券」に記載された荷送人、荷受人又はこれと同等と認められる者をいう。
- (2)「物流事業者」とは、貨物利用運送事業法（平成元年12月19日法律第82号）第2条第2項に規定する「船舶運航事業者」、同条第4項に規定する「鉄道運送事業者」、同条第5項に規定する「貨物自動車運送事業者」、同条第6項に規定する「貨物利用運送事業」を経営する者、又は港湾運送事業法（昭和26年5月29日法律第161号）第2条第2項に規定する「港湾運送事業」を経営する者をいう。
- (3)「倉庫業者」とは、倉庫業法（昭和31年6月1日法律第121号）第2条第2項に規定する「倉庫業」を経営する者であって、かつ同法第3条の登録を受けた者をいう。
- (4)「試験輸送」とは、金沢港を組み込んだ新たな物流ルートの構築を目的とした輸送であって、かつ試験輸送後においても金沢港の利用が継続的に見込まれるもので、会長が認めたものをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「事業者」という。）は、金沢港を組み込んだ新たな物流ルートを構築し、試験輸送の実施主体となる荷主、物流事業者又は倉庫業者とする。

2 前項の規定に加えて、金沢港利用促進協議会の会員企業であること。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、試験輸送を実施するために必要となる経費のうち、会長が認める次の各号の経費とする。

- (1) 輸送ルート・輸送貨物の選定、出荷・受入体制の調整、及び事前現地調査等に伴う経費を含む「輸送計画策定経費」
- (2) 試験輸送の品質確認のための調査、リードタイム・コストの検証、及び試験輸送後の改善策検討等に伴う経費を含む「輸送品質検証経費」

- (3) 試験輸送における海上輸送、陸上輸送、梱包及び保管等に要する経費のうち、現在利用している物流ルートと比較するために必要となる経費
ただし、現在利用している物流ルートと共通に必要な経費を除く
- (4) 釜山港の倉庫を新たな物流ルートに組み込んだ際の倉庫保管に要する経費

(補助金の額)

第5条 一事業者に対する補助金の総額は、一年度につき100万円を上限とする。
また、一試験輸送あたりの補助金の額は、100万円を上限とする。

ただし、別に定めるアジア諸国との試験輸送を除き、一事業者に対する補助金の一年度の総額及び一試験輸送あたりの補助金の額は、50万円を上限とする。

- 2 前項の規定に関わらず、貨物を保管するために釜山港の倉庫を利用した場合、一事業者に対する補助金の総額は、一年度につき100万円を上限とする。
- 3 前2項の補助金の額に加え、釜山港湾公社に対し、一年度につき100万円を上限に、支援を申請することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、試験輸送の計画及び第4条の経費の内訳を示した資料を添付のうえ、補助金交付申請書(別紙様式第1号)を会長あてに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合は、内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、すみやかに事業者に対し補助金交付決定通知書(別紙様式第2号)により通知するものとする。

- 2 会長は、前項の審査のため必要があるときは、事業者の金沢港利用実績等を調査し、関係機関に照会することができる。

(計画の変更)

第8条 補助金交付決定通知書を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、計画変更(中止)届(別紙様式第3号)をすみやかに会長あてに提出しなければならない。

- (1) 交付を受けようとする補助金の額が、30%以上変動することが明らかとなったとき。
- (2) 第3条に掲げる補助金の交付要件を満たすことが、不能になったとき。

(実績報告)

第9条 補助金交付決定通知書を受けた事業者は、試験輸送完了後、すみやかに試験輸送の実績及び第4条の経費の内訳を示した資料を添付のうえ、完了実績報告書(別紙様式第4号)を会長あてに提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の審査のため必要があるときは、事業者の金沢港利用実績等を調査し、関係機関に照会することができる。
- 3 試験輸送の期間は原則として年度内で完了するものとする。

（額の確定）

第 10 条 会長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合は、内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定するとともに、すみやかに事業者に対し補助金額確定通知書（別紙様式第 5 号）により通知するものとする。

（補助金の支払い）

- 第 11 条 補助金の支払いは、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、にこれを行うものとする。
- 2 支払いを受けようとする事業者は、補助金交付請求書（別紙様式第 6 号）を会長あてに提出するものとする。
 - 3 会長は前項の補助金交付請求書を受理したときは、30 日以内に事業者に対し、支払うものとする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

金沢港物流ルート転換支援事業費補助金交付申請書

一般社団法人金沢港振興協会
会長 安宅 建樹 様

(事業者)
住所
会社名
代表者職氏名



令和 年度 金沢港物流ルート転換支援事業費補助金の交付を受けたいので、「金沢港物流ルート転換支援事業費補助金交付要綱」第6条の規定に基づき申請します。

なお、この件に関して、関係機関等へ照会されても差し支えありません。

交付申請額 ¥ 一

- | | | | | | | |
|---|------------|-------------|----|---|---|---|
| 1 | 試験輸送の経費の内訳 | (別紙 1 のとおり) | | | | |
| 2 | 試験輸送の計画概要 | (別紙 2 のとおり) | | | | |
| 3 | 試験輸送の実施時期 | 着手予定 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完了予定 | 令和 | 年 | 月 | 日 |

※（法人）登記事項証明書、（個人事業者の場合は事業活動を証明するもの）の提出を求めることがあります。

令和 年 月 日

金沢港物流ルート転換支援事業費補助金交付決定通知書

(事業者)

様

一般社団法人金沢港振興協会

会長 安宅 建樹



令和 年 月 日付けで申請のありました、標記補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。

交付決定額 ¥ ー

- 1 交付を受けようとする補助金の額が、30%以上変動することが明らかとなったとき、又は補助金の交付要件を満たすことが不能になったときは、すみやかに計画変更（中止）届を会長あてに提出しなければならない。
- 2 試験輸送完了後、すみやかに試験輸送の実績（写真含む）及び経費の内訳を示した資料を添付のうえ、完了実績報告書を会長あてに提出しなければならない。

令和 年 月 日

金沢港物流ルート転換支援事業費補助金
計画変更（中止）届

一般社団法人金沢港振興協会
会長 安宅 建樹 様

(事 業 者)
住 所
会 社 名
代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のありました、標記補助金について、
計画を変更（中止）したいので、「金沢港物流ルート転換支援事業費補助金交付要綱」第8
条の規定に基づき届け出ます。

- 1 計画変更（中止）の理由 (別紙1のとおり)
- 2 計画変更（中止）の内容 (別紙2のとおり)

令和 年 月 日

金沢港物流ルート転換支援事業費補助金完了実績報告書

一般社団法人金沢港振興協会
会長 安宅 建樹 様

(事 業 者)
住 所
会 社 名
代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のありました、標記補助金の実績について、「金沢港物流ルート転換支援事業費補助金交付要綱」第9条第1項の規定に基づき報告します。

なお、この件に関して、関係機関等へ照会されても差し支えありません。

実施金額 ￥ ー

1 試験輸送の経費の内訳 (別紙1のとおり)

2 試験輸送の概要 (別紙2のとおり)

3 試験輸送の実施時期 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

※添付書類

試験輸送の実績（写真含む）及び経費の内訳

令和 年 月 日

金沢港物流ルート転換支援事業費補助金額確定通知書

(事業者)

様

一般社団法人金沢港振興協会

会長 安宅 建樹



令和 年 月 日付で実績報告のありました、標記補助金について、次のとおり額の確定をしましたので、通知します。

補助金の額の確定金額 ￥ ー

令和 年 月 日

金沢港物流ルート転換支援事業費補助金交付請求書

一般社団法人金沢港振興協会
会長 安宅 建樹 様

(事 業 者)
住 所
会 社 名
代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け第 号で確定通知のありました、標記補助金として、次の金額を交付されるよう、「金沢港物流ルート転換支援事業費補助金交付要綱」第 1 1 条第 2 項の規定により請求します。

請 求 額 (交 付 額)		
振込 口座	金融機関名	
	預金の種類	
	口座番号	
	口座名義	
備 考		